

区から提出された意見に関する回答について

【令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの意見】

- ①指定事業所に対する関与・指導（集団指導等のあり方）について
- ②相談支援専門員から、ケアマネジャーへの引継ぎをスムーズに行えるような方法の検討について
- ③障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域生活支援の仕組みを検討してください
- ④就労継続支援A型事業所の監督指導の徹底について

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望1
指定事業所に対する関与・指導（集団指導等のあり方）について
理由
<p>指定事業所に対する関与・指導について、年に一度実施される大阪市指定(登録)障がい福祉サービス事業者等集団指導の在り方について、利用者支援、適正な事業運営が実施されるよう、質の担保および質の向上のため、従来のエリア別での一括開催ではなく、事業種別ごとでの開催とし、集団指導の中身をより充実するよう訪問系、日中活動系、居住・施設系、相談系など事業種別に合わせた指導へと変えていくよう要望いたします。</p> <p>また、障がい者自立支援協議会の部会編成などの活性化を図り、より多くの指定事業所が参画できるよう、啓発を進めていき、参画事業所に対しては地域課題や利用者支援の質の向上を考える機会が提供できるよう引き続き働きかけ、障がい者自立支援協議会の有効活用を検討できる機会を設けていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">（下線部のみ回答）</p>
回答
<p>本市における指定(登録)障がい福祉サービス事業者等集団指導の実施につきまして、令和元年度までは、各事業所の管理者を対象に講習会形式で開催していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の講習会形式での実施に代えて、厚生労働省が提唱している「新しい生活様式」を踏まえ、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式により実施いたしました。</p> <p>その際、資料の構成を「共通項目に関する資料のページ」と、事業種別ごとに再編した資料を掲載した「事業種別ごとのページ」として配置し、各事業所が該当するページ（必要なページ）だけを観覧できるような構成といたしました。</p> <p>令和3年度においても、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式による集団指導の実施を検討していますが、受講者にとって見やすく分かりやすいものとなりますよう、資料の内容や量の精査を重ね、より良い指導内容となりますよう努めてまいります。</p>
担当：福祉局障がい者施策部運営指導課（6241-6527）

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

<p>要望6</p>
<p>相談支援専門員から、ケアマネジャーへの引継ぎをスムーズに行えるような方法の検討について</p>
<p>理由</p>
<p>障害者自立支援法・障害者総合支援法施行以後、10年以上が経過した現在、障がい福祉の領域では、障がい者ご自身の高齢化と、そのご家族の高齢化が大きな課題となっています。高齢化の課題の一つとして、特に65才を契機に、使用する障がい福祉サービスを、優先して介護保険サービスへ切り替えることが制度の基本となっていることがあります。この二つの制度の成り立ちが大きく違うこともあり、それまで障がい福祉サービスの利用を前提としたそれぞれの生活が、介護保険に切り替わることにより、利用するサービスについて質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない不安が高まることが考えられます。また、介護保険では、ケアマネジャーが介護保険サービス利用のケアプランを作成することになっていますが、相談支援専門員との役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念されています。障がいのある人が、介護保険サービスを優先して利用する必要が生じたときに、その人に関わる全ての人が、正確な制度や仕組みを理解し、これまでの暮らし同様の暮らしを続けて行くことができるように、情報の発信や、共有の仕組み、関係者(ケアマネ連絡会等)による連携の支援をしてください。また、相談支援事業所が安定して運営、事業を継続するためにも、各種加算の設定ではなく、相談支援事業に係る本体報酬の見直し及び事務手続きの負担軽減を国へ要望します。</p>
<p>回答</p>
<p>本市においては、これまで障がい福祉サービスを利用されてきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えています。</p> <p>各区の担当では、本人や相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身の状況等を考慮したサービス提供が行えるよう努めており、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができるよう各区において支給決定を行っているところです。</p> <p>平成30年度からは共生型サービスも創設されたところではありますが、障がい福祉サービスを利用されている方が、介護保険サービスを受けられる際には、ケアマネジャーは、介護ニーズのみならず、個々の障がい特性に応じたきめ細かなアセスメントを行い、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスが過不足なく提供されるよう、配慮してケアプランの作成を行う必要があります。</p> <p>このため、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、集団指導などの中で、研修資料を用いて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を進めているところです。</p> <p>また、指定相談支援事業の本体報酬の見直し及び事務手続きに関しては、令和3年度の報酬改定において基本報酬の引き上げや業務効率化及び文書量削減のための運用改善</p>

が行われたところであり、これらの効果や影響を確認しながら、国に対して、各事業所が安定して事業を継続できる報酬体系となるよう引き続き要望してまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい福祉課（6208-7999）

福祉局障がい者施策部障がい支援課（6208-8245）

福祉局高齢者施策部介護保険課（保険給付グループ）（6208-8059）

福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（6241-6310）

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

<p>要望8</p>
<p>障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域生活支援の仕組みを検討してください</p>
<p>理由</p>
<p>近年、高齢の親が障がいのある子供の暮らしを支えないといけない8050問題に悩むご相談が少なくありません。やむを得ず、親が入院する必要があるときに、障がいのある子供の暮らしを誰が支えるのか、その先の親亡き後の問題も含めて困難に直面する相談が後を絶ちません。特に障がいの重い人は、グループホームや施設への入所もほとんど期待できず、いつも不安を感じられています。基本的には、障がいの有無、障がいの状態などに関わらず、暮らし慣れた場所での暮らしが続けられることが、誰にとっても安心につながるはずです。そのためには、大阪市では面的に整理することになっている地域生活支援拠点が十分に機能し、地域での暮らしが安心してできること、必要に応じて、地域の社会資源や、福祉サービスが柔軟に利用できることなどがが必要です。まず区域ごとで、さらに市域全体で障がい福祉サービスの事業所やその他の資源が必要に応じて、協力、連携できる体制が必要です。そのためには、自立支援協議会などを通じて、各事業所機関等が必要に応じて連携ができる体制を構築するための、行政的な支援をお願いします。</p>
<p>回答</p>
<p>本市では、障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者同士が連携して地域生活を面的に支援できるよう、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の充実を進めているところです。また、各関係支援機関が有機的に連携して障がいのある人の支援を行えるよう、地域において相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターの体制強化を行うなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりに努めています。</p> <p>地域生活支援拠点等の取り組みとして、令和元年度から「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」、令和2年度から「障がい者緊急一時保護事業」を実施することにより「緊急時の受け入れ・対応」機能を整備したところです。今後は、親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能の検討を行うとともに、すでに整備した機能についても、障がいのある人が地域で安心して生活できるものとなるよう、市地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況の検証を行い、その充実に努めます。</p> <p>地域の障がい福祉サービス事業所や関係機関の協力体制の確保に向けては、身近な地域にある各区の地域自立支援協議会を中心としたネットワークづくりが重要であると考えますので、市地域自立支援協議会において、区地域自立支援協議会のさらなる活性化に向けた支援体制づくりについて検討します。</p>
<p>担当：福祉局障がい者施策部障がい福祉課（6208-7999）</p>

令和2年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

<p>要望9</p>
<p>就労継続支援A型事業所の監督指導の徹底について</p>
<p>理由</p>
<p>前年度は港区内の就労継続支援A型の事業所閉鎖に係る対応の経過がありましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大から、リモートワーク形態での就業を建前として、実際にはほとんど具体的な仕事や、支援の提供を受けることが無く、在籍するだけの状態で雇用契約を継続している事業所の情報があります。現在、給料の支給はされているようですが、実際には従業員は月に1回だけ事業所に出勤し、実績記録票を作成して給料を受け取るだけの状態に不安を感じて転職をしたり、体調を崩したりする人もいるという状態のようです。このような状態においては、安定して事業を継続すること、障がい福祉サービス事業所として、利用者支援を適切に行うことについても強く懸念を持たざるを得ません。このような不透明な運営をしている就労継続支援A型事業所が依然存在しているため、不安を持つ従業員、利用者からのご相談が多くあります。就労継続支援A型事業所の中には、福祉サービス事業所としてより、ビジネスとしての経営的な側面、企業としての利益の追求を重視している事業所も少なくないと感じられます。そのため、他の障がい福祉サービス事業所以上に、十分にその運営についての監督指導が徹底される必要があります。大阪市も指定権者の責任において、定期的に運営に関する調査をするなどして現状の把握に努め、利用者からの相談にも対応できるよう、特に就労継続支援A型事業所への監督指導を徹底してください。</p>
<p>回答</p>
<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響による在宅就労の拡大を受け、令和2年5月13日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第5報）」により、在宅での就労継続支援事業等の支援事例が紹介されており、十分な生産活動が提供できない場合であっても、利用者のモチベーションを維持できるよう、適切な課題を提供し、こまめにコミュニケーションを図ることが必要とされているところです。</p> <p>しかしながら、今回ご指摘のように募集段階から在宅勤務を基本として、多くの利用者を雇用し、適切な支援が行われていないといった通報等が利用者や関係各所から寄せられており、不適切な運営が疑われる事業所に対しては、適宜、必要に応じて事実確認や指導を行っております。</p> <p>就労継続支援A型事業所につきましては、障がい福祉サービス事業者として利用者に対する支援を行う場であると同時に、利用者と雇用契約を締結することから、最低賃金の支払い等労働関係法規の遵守が求められており、安定的な経営を維持するため、利益の確保も重要であるといった側面があります。</p> <p>そういった状況を踏まえ、運営指導課では就労継続支援A型の利用者からの相談や通報があった際、所轄のハローワークや労働基準監督署とも情報を共有し、不適切な支援や、不当労働行為が疑われる事業所については、合同で対応策を検討するとともに、必要な対応を行っております。</p>
<p>担当：福祉局障がい者施策部運営指導課（6241-6527）</p>